

農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則を次のように定める。

平成14年3月27日

農林水産大臣 武部 勤

### 農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則

#### (目的)

第1条 この訓令は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定)に従い、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為に関して、当該行為が農林水産省所管法令の特定の規定の適用対象となるかどうかをあらかじめ法令を担当する課の長あてに確認し、当該課の長が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において「課の長」とは、農林水産省組織令(平成12年政令第253号)に規定する課の長並びに統計企画管理官、保険監理官及び漁業保険管理官をいう。

#### (対象となる法令)

第3条 農林水産省における本手続の対象となる法令の条項は、農林水産省が所管する法令の条項のうち、次のいずれかであって第1条の趣旨に該当するものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務(法定受託事務及び自治事務)に係るものは対象としない。

- (1) 当該条項が申請(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- (2) 当該条項が不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。)の根拠を定めるものである場合
- (3) 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合

2 本手続の対象となる法令の条項及び各法令の条項を担当する課については、一覧表を作成し農林水産省のホームページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法令改正等があった場合には、これを随時見直すこととする。

(照会)

第4条 民間企業等からの照会を受け付ける窓口（以下「照会窓口」という。）は、各法令を担当する課とする。具体的には、前条第2項の規定に従い農林水産省のホームページで公開した各法令を担当する課においては別添1の様式に従った照会（電子的手法を含む。）を受け付けるものとする。

なお、課の長は、照会の内容が当該課の所管する法令以外に関するものであった場合には、その旨を照会した者に電話又は書面（電子的手法を含む。以下同じ。）により通知することとする。この際、照会を受けた課の長は、当該照会内容に関する法令の担当の課又は担当省庁が明らかな場合はこれを明示することとする。

2 課の長は、次に掲げるすべての資格要件を備えた民間企業等（以下「照会者」という。）又はその代理人からの照会を照会窓口において受け付けるものとする。

(1) 将来照会者自らが行おうとする事業活動に係る個別具体的な行為を示すこと。

(2) 適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。

(3) 当該法令の規定の適用対象となるかどうかについて、照会者又はその代理人の見解及びその根拠を示していること。

(4) 照会及び回答の内容が公表されることに同意していること。

3 課の長は、前項の資格要件を備えていない者から照会があった場合、資格要件を備えていない旨をその者に電話又は書面により通知することとする。

4 照会者又はその代理人が照会書に第6条第2項に掲げる公表の延期を希望する旨及びその理由並びに公表可能とする時期を付記している場合、課の長は速やかにその内容を検討し、遅滞なくその諾否を次条第1項に規定する回答期間内に照会者又はその代理人に通知するものとする。

5 課の長は、本手続の運用上必要な範囲内で、照会者又はその代理人に対して照会書の補正を求めることができる。この場合において、当該補正に要した期間は、次条に規定する回答期間に含まないものとする。

6 課の長は、回答を行うまでの間に照会者又はその代理人からの照会の取消しの申出があった場合、次条の規定にかかわらず、当該申出に係る照会についての回答は行わないものとする。

(回答)

第5条 課の長は、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから、原則として、30日以内に照会者又はその代理人に対する回答を行わなければならないものとし、可能な限り速やかに回答するよう努めるものとする。

2 課の長は、次に掲げる理由により30日以内に回答を行うことができない場合には、照会者又はその代理人に対して、遅滞なく、その理由及び回答時期の見通しを書面により通知するものとする。

(1) 慎重な判断を要する場合

(2) 事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合

3 課の長は、照会書により記載された事実のみを前提に、照会のあった行為が照会対象法令の対象となる旨又は対象とならない旨の見解を別添2の様式により回答（電子的手法を含む。）する。ただし、照会者又はその代理人が口頭で回答することに同意する場合については、この限りでない。

なお、課の長は、当該回答の根拠を付記するものとする。

4 課の長は、次に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課の長は、照会者又はその代理人に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を電話又は書面にて通知するものとする。

(1) 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である場合又は不足している場合

(2) 類似の事案が争訟の対象となっている場合

(3) 照会内容が刊行物等により明らかにされている場合又は当該照会に対する回答が既に公表している回答と同様の内容となる場合

(照会及び回答の内容の公表等)

第6条 照会及び回答の内容は、次項に規定する公表を行うべき時期に農林水産省のホームページにおいて、原則として、これをそのまま公表するものとする。

また、照会者の同意がある場合は照会者名を公表することができる。

ただし、照会及び回答の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に定める不開示事由に該当する情報が含まれている場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができる。

2 公表は、原則として、回答を行ってから30日以内に行う。ただし、次に掲げる場合には、30日を超えてから公表を行うことができるものとする。

(1) 照会者又はその代理人が、照会書に公表の延期を希望する旨及びその理

由並びに公表を希望する時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められる場合

(2) 公益上その他の理由で公表を遅らせる必要がある場合

附 則

この規則は、平成14年3月29日から施行する。

附 則（平成20年3月5日農林水産省訓令第3号）

この規則は、平成20年3月12日から施行する。

附 則（平成20年7月31日農林水産省訓令第20号）

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成24年8月21日農林水産省訓令第10号）

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成29年11月29日農林水産省訓令第23号）

この訓令は、平成29年12月1日から施行する。

別添 1

農林水産省法令適用事前確認手続（照会書）

年 月 日

課の長の職名 殿

照会者名（法人にあつては名称及び代表者名）  
※代理人による照会の場合は上記に加え  
代理人名（法人にあつては名称及び代表者名）

下記について、照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

- 1 照会対象法令名及び条項
- 2 自らが行おうとする事業活動に係る具体的な行為  
（必要ならば資料の添付ができます）
- 3 当該行為と照会対象法令の条項の規定との関係についての自己の見解及びその根拠
- 4 照会者名公表の同意  
照会者名の公表に 同意します / 同意しません  
（いずれかを囲んでください）
- 5 公表の延期の希望（公表の延期を希望する場合のみ、記載して下さい。）
  - (1) 理由
  - (2) 公表希望時期
- 6 連絡先
  - ① 郵便番号

- ② 住所
- ③ 法人にあつては担当者名
- ④ 電話番号・FAX番号
- ⑤ 電子メールアドレス

別添 2

農林水産省法令適用事前確認手続（回答書）

年 月 日

照会者名（法人にあつては名称及び代表者名）

※代理人による照会の場合は上記に加え

代理人名（法人にあつては名称及び代表者名） 殿

課の長の職名

○年○月○日付けで照会のあつた件について、以下の見解を回答いたします。

照会対象法令（条項）の  
対象となる / 対象とならない

本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

なお、当該回答の根拠は、下記のとおりです。

記